

ＴＰＰに関する国会決議の実現を求める意見書

本年４月、我が国のＴＰＰ交渉への参加にあたって、衆議院および参議院の農林水産委員会は、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的な議論を行うよう措置する」「聖域の確保を優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」となどを内容とする決議を採択した。

我が国の交渉担当者は秘密保持契約を理由に、交渉内容が公表できないとし、十分な情報提供も国民的議論も未だなされていない。こうした状況の下でのＴＰＰ交渉の年内妥結を拙速に行うことは、大きな問題であり、民主的な進め方ではない。こうした中で、自由化率を上げるなどなし崩し的な譲歩のための環境整備を行うことは、国益を損なうことになりかねず、政府は、国民の食と暮らし・いのちに関わる問題だと認識したうえで交渉を進めていかなければならない。

政府統一試算に基づく本県の影響額は、県農林水産部によると米や畜産を中心に被害を被り、県内農業総算出額は２３％減少する。農地の集約化による規模拡大が難しい中山間地を中心とする農村部の地域社会もまた崩壊することは明らかである。食料の安全保障とともに、地下水のかん養や洪水の防止などの多面的機能もまた失われる。

ＴＰＰ交渉の進め方や内容によっては、食料自給率の向上や将来の農業経営に更に大きく影響をもたらすことは避けられない。

よって、ＴＰＰに関する国会決議の実現に向けて、次の通り政府に強く求めるものである。

記

- (１) 重要５品目の関税撤廃が除外できない場合には、即時交渉から撤退すること。
- (２) ＴＰＰ交渉、日米二か国間交渉など各国との交渉内容を開示すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２５年１２月１９日